

令和 7 年度前橋市商店街街路灯電気料補助金交付要項

令和 7 年 9 月 8 日から適用

取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気 2 1 内） 電話 0 2 7 - 2 1 0 - 2 1 8 8（直通） 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp
--

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	商店街団体等が商店街のイメージアップを図り、商業振興、地域住民の防犯及び交通安全を期するために管理している街路灯並びにアーケードに付属する照明灯(以下「街路灯等」という。)の維持管理に要する経費の一部を補助し、安心・安全な商店街づくりの推進を図ることを目的とします。
内容	補助事業者 - 次に掲げるいずれかの項目に該当し、街路灯等を設置している団体です。ただし、いずれも当該街路灯等が地域の安全等に欠かせない役割を果たしている場合に限りします。 - 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合 - 中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合 10人以上の小売業やサービス業又は卸売業等を営む人が組織している任意の団体 10人未満の小売業やサービス業又は卸売業等を営む人で組織し、10年以上にわたり街路灯等を維持管理している任意の団体 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

		(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象となる事業及び対象経費 対象事業 当該年度の9月1日現在において、商業活動や防犯、交通安全に効果をあげている街路灯等の維持管理に係る事業 対象経費 街路灯等の電気料その他維持管理に要する経費	
	交付金額	1 令和7年9月1日現在、補助事業者が維持管理している街路灯等に対し、原則として令和7年9月使用分の電気料金に12を乗じて算出した額の30%以内を補助します。 ※1 令和7年9月使用分の電気料金の確認が困難な場合には、令和7年8月使用分、令和7年10月使用分、令和7年11月使用分のいずれか一つの月の電気料金に限り、補助対象の電気料金の積算対象として認めることとします。 ※2 電気料金を年額（一括前払契約等）で支払っている場合には、年額で支払っている電気料金の30%以内を補助します。 2 上記1の方法による交付金額の算出が困難なとき又は令和7年9月2日以降街路灯等の設置基数に変更が想定されるときには、別途協議が必要となります。 3 交付金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付決定額とします。
	交付条件	1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告又は実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合には、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、事業の実施に当たり、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守しなければなりません。 4 補助対象者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの）である場合は、この補助金に基づき実施する事業の仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。以下同じです。）を減額して申請しなければなりません。 ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではありません。
交付	交付申請の方法、時期	街路灯電気料補助金の交付を受けようとする商店街団体等の代表者は、別途市長が定める日までに次の書類を提出してください。

手続等	等	なお、交付申請書の押印は、省略することができます。押印を省略した場合には、電子メールによる提出もできることとします。 1 交付申請書 2 商店街街路灯の電気料の支払いを証明するもので、次のいずれかの書類 (1) 領収書の写し又は支払証明書（インターネットによる支払い状況の照会画面を印刷したもの等も含む。） (2) 電気料金集約分内訳表（一括払の場合） (3) クレジットカードの支払明細書（商店街で管理を行う街路灯等の電気料の支払いと認められるもの。） (4) その他、商店街で管理を行う街路灯等の電気料の支払いを証するに足りるもの 3 団体名簿 4 街路灯等設置者名簿 5 街路灯等設置図 【注】押印を省略した場合には、書類の真正性を担保するため、必要に応じて電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、申請受付終了日から３０日以内に交付の可否、金額等を決定し通知します。
	請求の方法、支払時期等	1 交付決定後、次の書類により請求してください。 (1) 補助金交付請求書 (2) その他市長が必要と認める書類 2 提出された請求書の内容を審査し、交付の決定をした日の属する年度に支払います。
	実績報告書の提出	交付申請書は、証拠書類を添付書類として提出することを求めていることから、補助事業の実績報告書を兼ねるものとします。そのため、実績報告書の提出は不要とします。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	1 次の場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により、交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合においては、指定された期限までに補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績により積算したところ、確定した額を超える場合 超過した部分の金額

		【注】消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請及び実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる仕入れに係る消費税等相当額に相当する額を返還しなければなりません。
	申請書等の書式	1 交付申請書（様式第 1 号） 2 街路灯等設置者名簿（様式第 2 号） 3 交付決定通知書（様式第 3 号） 4 補助金交付請求書（様式第 4 号） 5 消費税等課税区分届出書（様式第 5 号）